

清朝の対モンゴル政策「因俗施治」の 19世紀における遭遇

蘇 德 畢 力 格
(孫 萌・崔 穎麗 訳)

—

周知のように、満州人は入関（山海関を越え、華北に入ること＝訳者注）する前、漠南（内蒙古＝訳者注）蒙古の各部族を征服し、それらの部族と親密な「盟友」関係を築き、中原支配のための強い基盤を作った。1644年に清王朝が中国支配を開始して以来、清の皇帝は中国の正当（正統）な王朝継承者であることを標榜し、「天子」が「天下」を支配する秩序の確立を図る。1755～1759年に清王朝は相継いで準噶爾（ジュンガル）部と回部を平定し、西北部の辺境地帯を最終的に統一し、万里の長城の内外を支配下に置いた。

西北部の国境地帯が統一されることにより、モンゴル諸部の領地、回部及びチベット等の非漢民族地区は、清朝全土の半分以上の面積を占めることになった。このような、面積が広く、かつ民族・文化が全く異なる国土を管轄するために、清の統治者は歴代の中原王朝とは異なる辺境の統治方針を執った。秦漢以降、「華夷観」は次第に「明華夷之辯（夏夷の弁を明にす）」、「嚴華夷之防（夏夷の弁を嚴にす）」の理論に発展・変化し、歴代の中原王朝に伝承されていった。このような中原地区の漢民族を尊奉し辺境地帯の非漢民族を蔑視する民族の差別視は、統治者が辺境の統治政策を制定する際に必然的に影響を及ぼす。「秦始皇攘却戎狄、築長城、界中国（秦の始皇帝は、少数民族を排斥し、万里の長城を築き、中国を画定する）」¹は、このような思想の具体的な体现である。秦以降の中原王朝の統治者は、非漢民族に対し、武力による征服、あるいは「以夏變夷（夏によって夷を変える）」を主張した。このように統治者がより積極的かつ効果的な施策を講じ、非漢民族地区のコントロールを強化することには限界がある。最も成功した統治者でも、懐柔ときび羈縻政策を執るに過ぎなかった。

清王朝は、中原地区を支配した後に自らを中原王朝の正当な継承者であると標榜しながらも、「華夷観」を受け入れず、「嚴華夷之辯」に反対していた。もし中原王朝の伝統的な

1 『漢書』卷九十六上、『西域伝』。

「華夷観」を受け入れたならば、「明華夷之辯」もしくは「以夏變夷」により、モンゴル、回部等の西や北の辺境地区において穏やかな統治を樹立することができないことを、清の統治者ははっきりと自覚していた。武力によって広々と果てしない西と北の辺境地区を征服した後に、そこで穏やかかつ有効な統治を樹立するためには、各民族地区の具体的な実情に適合した統治秩序を樹立しなければならなかった。

清王朝は、漠南蒙古の各部族を征服して以来、帰服したモンゴルの部族に対して「因俗施治」の基本方針を執った。「因俗施治」とは、『礼記正義』の「修其教不易其俗、齊其政不易其宜（帰順した少数民族に対し、政府は教育、礼儀等の面を重視すれば、彼らの固有の宗教を変える必要はない。政令の統一性を保てば、彼らの生活習慣を変える必要はない）」を要約した言葉である。「因俗施治」の中心的思想は、主に二つの面で体现されている。第一は、清の中央政府の管轄下において、モンゴルの従来の政治制度を基本的に保ち、内部の事務に対するモンゴルの各盟・旗の自治権行使を保障するものである。モンゴルの王公・上層部は、一方では中央政府に束縛されており、もう一方では各自の領地内においてその属民に対する自治権を保っていた。第二は、モンゴル人に固有の遊牧「風俗」と伝統的な武備を保たせ、モンゴル人が過度に漢民族と行き来したり、漢民族の習俗を学んだりすることを規制するものである。それを実現させるために、厳しい法令及び「辺禁」制度によって、外藩蒙古と内地行省の間の行き来を制限した。清王朝がモンゴル、回部等の藩部に対して制定した『理藩院則例』には、「内外扎薩克蒙古等、準由山海関・喜峰口・古北口・独石口・張家口・殺虎口出入行走。進口時、辺門章京查明登記、出口時、仍行查驗放行。其余辺門不準行走（内・外ジャサクモンゴル等はすべて、山海関・喜峰口・古北口・独石口・張家口・殺虎口より往來することを許可する。入関時には、辺門（関所=訳者注）の章京が検査し登記する。出関時も同様に検査して通過を許可する。その他の辺門より往來することは許可しない）」、そして「王・貝勒・貝子・公・台吉・塔布囊等所属人、有私行來内地者、查出即行發還（王・貝勒（バイレ）・貝子・公・台吉（タイジ）・塔布囊（タブナン）等に所属する人は、許可なく無断で内地に進入する者がいれば、発見し次第、強制送還する）」²と記している。さらに、「口内居住旗民人等、不準出辺在蒙古地方開墾地亩、違者照私開牧場例治罪（口内に住む旗の人民等は、モンゴル地区で耕地を開墾することを禁ずる。違反者は無断で牧場を開墾した違反として処罰する）」³と書かれている。

清の前期の対モンゴル政策を総合的に観察すれば、清政府は、モンゴルに対して「因俗施治」の基本方針と理念を一貫して堅持していたことが分かる。そして、内地の人がモンゴル地区に勝手に移動することを禁じる「辺禁」制度の長期的実施により、外藩蒙古と内

2 （道光）『理藩院則例』卷三十四、「辺禁」。

3 （道光）『理藩院則例』卷十、「地亩」。

地の行省が相対的に隔離された状態になることを企んだ。このような「辺禁」制度は、実際にはモンゴル族と漢民族を隔離するほどの実際効果をあげるに至らなかったが、モンゴル地区に入る内地の漢民族の人口数を大幅に制限し、モンゴル地区の農耕化の過程を遅らせた。19世紀前半まで、ほぼ全てのモンゴル地区は遊牧状態に留まっていたのである。

康熙・雍正・乾隆の最盛期を経ると、清の支配は衰え、徐々に下り坂を走るようになった。嘉慶・道光以降、すなわち19世紀に入ってから、「内乱」の多発及び「外患」の接近により、西北の辺境地区における清王朝の固有の統治秩序は大きな衝撃と破壊を受けた。これに伴い、清王朝のモンゴルに対する「因俗施治」は未曾有の挑戦に直面することになったのである。

二

1840年のアヘン戦争の後、列強が次々と到来するにつれ、中国の南部において満州人の統治に反抗する漢民族の農民反乱が続々と起きていた。このような背景の下で、1862年、陝甘（陝西と甘肅＝訳者注）地区に集まっていた回族も反清蜂起を起こした。今回の陝甘回族蜂起は、すぐに万里の長城の外側のモンゴル地区にまで波及し、モンゴル地区の百年余りの平静な状況を打破した。1864年、陝甘回族蜂起の影響を受け、新疆においても反清暴動が空前的規模で起きた。その後間もなく、新疆のほぼ全域が浩罕汗（コカンド・ハン）国人軍人の阿古柏（ヤークープ・ベク）勢力の支配下に陥落し、西北地区の全域が極めて危険な状態にあった。

1866年10月、清政府は閩浙総督の左宗棠を陝甘総督に任命する。その後すぐに彼は欽差大臣に任命され、陝甘軍務を担当することとなった。左宗棠は、陝甘は「内乱」、新疆は「外患」であり、内乱を平定してこそ外国の敵に抵抗できると考えていた。そのため、先に陝甘（問題）を解決し、「官軍無後顧之憂、餉道免中梗之患（官軍の後顧の憂い、及び軍糧を運ぶ道の木梗の患いを無くして）」こそ、失われた西陲（西北辺境＝訳者注）の土地を奪回できると考えた。1868年11月より、左宗棠は軍隊を差し向けて陝西を平定した後、甘肅に進出して回民軍を攻撃し、1873年11月、陝甘回族蜂起を完全に平定した。こうして、内地から新疆までの道は自由に通行できるようになった。そして、左宗棠は「外患」を一掃し、新疆を奪回するという次の計画の準備に取り掛かった。1875年5月、清政府は左宗棠を欽差大臣に任命して新疆の軍務を担当させ、軍を率いて新疆を奪回するよう命じた⁴。左宗棠は、1876年2月に軍を率いて閩内を出た。西征軍は、わずか1年半で阿古柏の勢力を撃破し、占領された土地全てを奪回した。

左宗棠の新疆奪回の主張は、彼の元来の思想に由来している。若い頃から左宗棠は龔自

4 『左文襄公全集・奏稿』巻四十六、第52頁。

珍、魏源等の経世致用の学を高く評価し、同時に、時代の影響を受け、西北地区の歴史・地理の研究に没頭し、新疆に深い興味を持つようになった。1833年（道光十三年）、22歳の左宗棠が官僚登用試験を受けるために北京に行った時は、浩罕汗国が和卓（ホージャ）の後裔を唆して新疆を侵攻し、辺境の警報が頻繁に伝わってくる時期に当たっていた。左宗棠は試験に落第し、物騒な西陲に感慨を催して、「燕台雜感」の詩八首を書いた。その中に次のような詩句がある。

西域環兵不計年、当時立国重開辺、
橐駝万里輸官稻、沙磧千秋此石田。
置省尚煩它日策、興屯寧費度支錢、
將軍莫更紓愁眠、中原生計亦可憐。

大昔に西域に軍を派遣し、国の辺境地区を安定させた。

（西域は）見渡す限り果てしない砂漠のため耕種されておらず、ラクダで万里に糧食を運ぶしかない。

（新疆に）行省を設置して屯田制度を実施し、自給自足により賄うべきである。これは将来性のある計画である。

（伊犁の）將軍たちよ、不平や不満を持つことなかれ。内地の民も生活がとても苦しいのだから。⁵

左宗棠は、聖旨を奉じて欽差大臣として新疆の軍務を担当し、「設行省、改郡県（行省を設置し、郡・県を変えること）」を新疆の「規劃久遠（長期的に計画すること）」の目標とした。1877年7月（光緒三年六月）、左宗棠が中央へ奏上した「遵旨統籌全局折」には、まず国防・戦略の全体的立場から、西と北の辺境の国防の意義、及び新疆とモンゴルの依存関係を説明している。そして、ロシア人が日増しに侵逼してきた事情を考慮し、新疆が「不可不預為綱繆（有事に準備せざるべからず）」という主張を提出した。その奏上文で、次のように述べている。

窃維立国有疆、古今通義、規模存乎建置、而建置因乎形勢、必合時与地通籌之、乃能權其輕重、而建置始得其宜。伊古以來、中国辺患、西北恒劇于東南。蓋東南以大海為界、形格勢禁、尚易為功。西北則広漠無垠、專恃兵力為強弱、兵少固启戎心、兵多又耗国用。以言防、無天險可限戎馬之足、以言戰、無舟楫可省輻饋之煩、非若東南之險阻可憑、集事較易也……我朝定鼎燕都、蒙部環衛北方、百数十年无烽燧之警。不特前代所謂九辺皆成腹地、即由科布多・烏里雅蘇台以達張家口、亦皆分屯列戍、斥埃遙通、

5 『左文襄公全集・詩集』第2頁。

而後畿甸晏然。蓋祖宗朝削平準部、兼定回部、開新疆、立軍府之所貽也。是故重新疆者所以保蒙古、保蒙古者所以衛京師。西北臂指相聯、形勢完整、自無隙可乘。若新疆不固、則蒙部不安、匪特陝甘・山西各辺時虞侵軼、防不勝防、即直北関山、亦將無晏眠之日。而況今之与昔、事勢攸殊、俄人拓境日広、由西而東万余里、与我北境相連、僅中段有蒙部為之遮闕、徒薪宜遠、曲突宜先、尤不可不預為綢繆者也。

私は、建国すれば辺境を有するという事は、古今の通義であると考えます。国土の範囲は機構の設置に反映されており、機構の設置は各地方の実情、及び時間と場所に合わせるべきであります。そうすれば、軽重を比べて妥当な設置が可能になります。昔から中国の辺患（外敵の進入）は、西北が東南より厳しいものでありました。なぜなら、東南は海を境にしているため、地の利を利用して守備することが比較的容易でありましたが、西北ははてしのない平坦な土地であり、兵士の多寡が軍の強弱を決めたからであります。兵士が少なければ敵国は野心に燃え、兵士が多ければ軍事費が無駄になります。守備しようとしても、敵軍を阻害する自然の要害がなく、攻撃しようとしても、輸送に使う船がない。東南のような要害がある所なら、たやすく事を成し遂げられるものを……。わが朝は燕に都を定め、北方面はモンゴルに防衛してもらい、百年余り戦争の心配がありません。前代のいわゆる九辺（遼東、薊州、宣府、大同、山西、延綏、寧夏、固原、甘肅の九つの辺境の地）はすべて内地（辺境ではない地域）になっただけでなく、科布多（ホブド）と烏里雅蘇台（ウリヤスタイ）から張家口まで、すべて守備軍が駐屯して情報伝達が順調になっており、畿内は安泰であります。これらすべては、祖先が准部（ジュンガル）と回部を平定し、新疆を開発し、軍府を設立されたからであります。それゆえ、新疆を重視することが、モンゴルを守備することであり、モンゴルを守備することが、北京を防衛することであります。西北との関係は、腕や指のように不可分であります。健全な状態で、（敵が）乗ずる隙がありません。もし、新疆（の守備）が強固でなければ、モンゴルは不安定になり反逆の悪人どもは、陝西・甘肅・山西等の周辺地帯から内地を侵犯してきて、防ごうにも防ぎようがありません。正北の関所や山々に隔てられているとはいえ、安眠できない状態にあります。また現在の事情は、昔と大きく変わっております。ロシア人が開拓した地域は日々拡大し、西から東まで一万里にあまるほどで、わが国の北側辺境と接しており、中ほどはモンゴルにより遮断されております。薪を遠くに移して煙突を早く曲げ（曲突徒薪：災難が起こる前に防ぎ、用心することのたとえ＝訳者注）、災難を未然に防がなければなりません。⁶

ここで、左宗棠は単刀直入に、行政区画制度を時期と場所に合わせて修正しなければな

6 『左文襄公全集・奏稿』卷五十、第75-78頁。

らないと述べている。そして、長年にわたって蓄積してきた西北辺境の地理に関する知識に基づき、新疆が東南の沿海海域と異なる特徴を重点的に述べ、新疆とモンゴルの密接な依存関係を強調し、「重新疆者所以保蒙古、保蒙古者所以衛京師」という戦略的な観点を提出している。

上記上奏文の最後のところで、左宗棠は、「地不可棄、兵不可停（土地は放棄してはならず、防衛は止めてはならない）」と指摘し、「省費解勞、為新疆画久安長治之策、紓朝廷西顧之憂、則設行省、改郡県（長期にわたる新疆の太平と安定及び朝廷における西北地区の心配を解消するために、解決策を制定しました。それは、行省を設置し、郡・県を改定することです）」と提案している。このように、嘉慶年間に龔自珍が新疆の行省設置を提議してから50年余りを経て、西北の軍務を担当する欽差大臣の左宗棠は、新疆の行省設置を清政府へ初めて本格的に奏上したのである。

清政府は、左宗棠の提議に対して不安を抱えていたが、最終的に受け入れた。1884年11月17日（光緒十年九月三十日）、清政府は上諭を公布し、新疆の行省設置を正式に許可した。左宗棠が19世紀30年代に新疆の省設置を提案し、それから50年後に実現したことにより、ついに龔自珍、魏源等の先駆者が新疆に行省を設置するという宿願を遂げたのである。

左宗棠による藩属体制の廃止及び行省制の実施に関する主張が清政府によって採用されたことは、清の統治者がすでに回部に対する「因俗施治」を放棄したということを証明している。新疆に行省が設置されたということは、漢民族の軍人・官僚を主体とする内地の新興官僚階層による辺境の認識と辺境統治の理念が、清王朝の辺境政策の制定と実施において主導的な役割を果たしたことを証明している。ある学者によれば、新疆の行省設置は晩清政府の辺境統治が近代化する重要な進歩であるという。新疆の行省設置が辺境統治の近代化に繋がったかどうかはともかく、それが清王朝の伝統的な辺境統治の理念に与えた衝撃は、極めて大きいものであった。その後、西北辺境に注目する封疆大吏は往々にしてモンゴルと新疆を統一的に考えるようになり、さらに「籌蒙改制」の建議までも提出した。

三

前述したように、左宗棠が新疆の奪回を強く主張した理由の一つは、モンゴルを防衛するためであった。左宗棠に次いでモンゴルに注目し、系統的な籌蒙の提案を提出した代表的な人物が、張之洞である。張之洞がモンゴル問題に注目し始めたのは、中口の伊犁（イリ）問題にめぐる交渉であった。1880年1月27日（光緒五年十二月十六日）、張之洞は中口の伊犁危機に関して「詳籌辺計折」を上呈し、ロシアとの開戦を準備するよう主張し、さらに、練兵・籌餉・用人の3項目を中心とするロシア防衛の方策を提出した。そのうち練兵の項目の中で、張之洞は、モンゴル人兵士を訓練して牧政を重んじることにより、モ

ンゴルの各部を繁榮させることに言及した。彼は次のように述べている。

蒙古各盟与聖清累朝同休戚、与今日中華同利害。雍乾間征討準回、各部均資其兵力、以集大勳。近年各藩無才、日就貧弱、俄人乘機闖入。烏梁海南北受其牢籠、克魯倫河東西、侵為田牧、漸且尽奪膏腴、雜居無限、一旦有事、卡倫、鄂博直如虛設、彼將徑叩辺牆。

モンゴルの各部は、神聖な清王朝と苦楽を共にし、中華と利害が一致しています。雍正・乾隆期に準噶爾部と回部を征討した時、モンゴルの各部は軍を派遣し、大きな成功を収めた。近年各藩には人材が少なく、日一日と衰え、ロシア人は隙をうかがって攻めてきました。烏梁海は南北から包囲され、克魯倫（ヘルレン）河の東西は侵犯されて田んぼや牧地として使われており、肥えている地味は全て奪われ、零細な進入は数えきれないほどであります。万が一有事となった場合、卡倫や鄂博は形骸化しており、ロシア人が直接辺境を侵犯することになるでしょう。⁷

張之洞は、モンゴルの各盟が「与今日中華同利害（今日の中華と利害が一致している）」であることを理由にし、清政府に特命モンゴル王大臣を派遣するように求め、かつ、辺境の事情に詳しい文武官を数人引率し、モンゴルの各盟へ行き、特に土謝図汗（トゥシエト・ハン）等の四部（ハルハ四盟＝著者注）の現状を視察し、各盟に「曠以俄人巨測、意在蚕食蒙疆（ロシア人は陰険で、モンゴル地区を蚕食することは明らかである）」と通知し、さらに、各王公に属民を奨励し、牧政を重んじ、簡練して軍隊を作るように命じ、富国・繁榮に向かうように努めた。他方、張之洞は、モンゴル人兵士がモンゴル王公により統率されるべきであると強調し、特に、科爾沁（ホルチン）親王僧格林沁（センゲリンチン）の子の伯彦訥謨祜（ボヤンネモフ）が、「世篤忠貞、廉朴勇敢（代々篤く忠貞の道を行い、廉潔で簡素かつ勇敢である）」であり、もし彼が各盟を指揮し、大臣に補佐され、烏里雅蘇台（ウリヤスタイ）と庫倫（フレ）の通路を守備すれば、「当能遠追超勇親王策凌之英風、近紹忠親王僧格林沁之余烈（超勇親王策凌の英姿を追い抜き、忠親王僧格林沁の余烈に近づくに違いない）」と言っている。

張之洞は、モンゴルが「日就貧弱（日一日と衰える）」ため、ロシア人による「徑叩辺牆（国境地帯を侵犯してくること）」の可能性があると予測し、「蒙古強則我之候遮、蒙古弱則彼之魚肉（モンゴルが強ければわが国の耳目になり、弱ければ敵の魚や肉になる）」と主張する。対口防衛力の強化について、彼は、その鍵はモンゴルの各部を強めることにあると考えていた。そのため、張之洞は『會議未盡事宜片』（光緒六年正月）の中で、牧政の振興、屯田（兵士によって開墾される耕地＝訳者注）の開墾等をめぐって、一連の蒙

7 『張文襄公全集』卷二「奏議二」、第7、8頁。

古対策を提議した。例えば、さらに繁栄させるために、管轄下の旗民（満州人と漢人＝訳者注）に草を蓄えて寒さを防ぐ方法により家畜を順調に越冬させるよう告諭することをモンゴルの各部王公に命じたり、また、生計を充実させるために、庫倫付近の耕作可能な土地に夏熟する穀物を耕種する人員を派遣することにより、地利（土地から生ずる利益＝訳者注）を開発させようとした。他方、張之洞は、「察哈爾附近圉場地方、弥望沃壤、私墾甚多、其地本属蒙部、不征錢糧。今若聽其曠廢、則可惜。徒聽私墾、不能昇科、則仍于国計無補（察哈爾（チャハル）付近及び圉場地区において、見渡す限り肥沃な土壤には私墾田が多くある。その土地はモンゴル地方に属し、徴税を行っていない。このまま土地が荒れるままになるのは惜しい。私墾を放任すれば徴税できず、国家の経済力に無益である）」⁸と言及している。そして、徴兵・屯田をし、練兵して軍事費を節約してこそ辺境防衛を強化する策になると、張之洞は考えていた。西北辺境における昔の比でない今の新しい状況に従って、張之洞は初めて、従来の清王朝のモンゴル統治の方針と理念に反する徴兵屯田、開辟地利、昇科征糧（徴税し穀物を徴集すること＝訳者注）の提議を出したのである。

1880年末、張之洞は山西巡撫に就任した。その後の数年間、彼はモンゴル地区における「徒聽私墾、不能昇科」の局面を変えることに努めた。山西省は、内モンゴルの西部の察哈爾、帰化城土默特（トゥメト）及び鄂爾多斯（オールドス）東南部の境界地区と接するまでになった。清王朝は、漢民族が自由に出関（関所を出ること＝訳者注）することを制限していたが、万里の長城の内外が統一されている「大一統」局面の中で、この制度をもって、内地の漢民族がモンゴル地区に行って生計を立てることを完全に禁じることは難しかった。清初以来、山西等の華北各省の漢民族農民は、万里の長城を「北越（通行証がなく無断に出ること＝訳者注）」し、察哈爾、土默特のモンゴル部へ行き、農業を営み、次第に集落を形成していた。雍正初年から乾隆中葉まで、清王朝は、モンゴル地区に移住した漢民族を管理するために、帰化城土默特と察哈爾右翼に、相次いで帰化城、薩拉齊（サラチ）、和林格爾（ホリングル）、托克托城（トクト城）、豊鎮、寧遠の7庁を設立した。この7庁は、山西省帰綏道に隷属するものである。このように、庁が設立したモンゴル地方は、政治的・経済的に山西省と密接な関係で繋がることになった。これらの内属蒙古地区においては、伝統的な「辺禁」が厳密な法律効力を失ったことにより、清王朝が内属蒙古に対する統治は完全な「因俗施治」ではなくなった。

張之洞が山西巡撫に就任後間もなく、内地から数多くの漢民族が察哈爾、土默特に寄居することを清王朝に奏上し、「把寄居于察哈尔、帰化城土默特以及伊克昭、烏蘭察布兩盟各旗境内的所有漢人稽查登記、編立戶籍、令其報地昇科、永遠居住（察哈爾、帰化城土默特、及び伊克昭（イクチャオ）・烏蘭察布（ウランチャブ）の兩盟の各旗に寄居している

8 『張文襄公全集』卷二「奏議二」、第18、19頁。

全ての漢民族を検査・登記し、戸籍を編集し、土地を申告して昇科させ、永久に居住させる)』⁹と言った。張之洞は、このようにすれば、漢人の統治と国家財政の増収を両立できると考えていたのである。その後、山西の口外(万里の長城の域外)七庁は、今の状況が昔と異なることを理由にして、直隸成案¹⁰を模して七庁の理事庁員を重職の撫民理事に酌改し、施政を強化するよう奏上した。

1883年10月29日(光緒九年二十九日)、張之洞は『籌議七庁改制事宜折』¹¹を呈上し、口外七庁の改制の実施について正式に提議した。今回の改制の中、蒙旗に関わる内容は、要するに次の二点である。第一に、庁官の職権の格上げにより、口外7庁を次第に内地の州・県と同様の行政制度に昇格させて満・漢にも兼用し、漢人の要員が辺境の重職に就くことを禁じるという従来の規定を打破し、漢官による漢人の管理を実現させた。第二に、戸籍の編製により、モンゴル地区に寄居する客民(異客、余所人=訳者注)は、合法的身分でモンゴル地区で永住・管業(土地の所有権=著者注)する権利を獲得することになった。同時に、田賦(田租、租税=訳者注)を整頓し、漢民族が察哈爾の官荒牧地(国が所有する荒地と牧地=訳者注)や土默特の主要な食糧産地等の官地を耕種する場合は、国賦(国税=訳者注)を納め、蒙地を耕種する場合は蒙租を納めることと規定し、通常の田賦徴収の保障を図るというものである。

張之洞の改革は帰化城土默特のモンゴル人により反対されたが、清王朝からは許可を得た。ただし、改革は七庁の範囲内に制限されており、また「就辺外原有民人、編戸立籍、原有田地、清亩立冊、既非招内地之民添移辺外、亦非使辺外之民另占蒙地(辺外の人に対して戸籍を編製し、既存の田んぼを清算し調書を作る。それは、内地の人を招聘して辺外に移住させることではなく、辺外の人に蒙地を使用させることでもない)」¹²としている。理論的には、張之洞による「七庁改制」は外藩蒙古には及んでおらず、内属蒙古と行省の間の権利配分をめぐる問題であった。七庁改制を進めている間に、清政府はジャサクモンゴルの遊牧地に進入してはならないと、一度ならず強調した。このことから、清政府は藩部と行省の境界を保つために、外藩蒙古に対して「因俗施治」政策を実施し続けていたことが分かる。しかし、清王朝の支配が衰え、特に国家の財政収入が激しく枯渇するにつれ、山西巡撫の張之洞の後継者たちは、土地がさらに広大な外藩蒙古の遊牧地に目を転じ、「裕税課而重边防(税収を増やし辺境防衛を強化する)」を理由として、行省と藩部の伝統的な境界を打破しようとした。

9 蘇德畢力格主編『準噶爾旗扎薩克衙門档案』卷六十五 内モンゴル出版集団 内モンゴル科学技術出版社2011年出版、第79頁。

10 李鴻章による直隸省口北三庁改制を指す。

11 『張文襄公全集』卷二「奏議六」、第22-37頁。

12 中国第一歴史档案館編『光緒朝硃批奏折』第11輯、中華書局1996年出版、第119頁。

四

1886年9月、山西巡撫の剛毅は、伊克昭盟に属する杭錦（ハンギン）・達拉特（ダラト）の両旗及び烏蘭察布盟烏喇特（ウラド）三公旗を後套地方に駐兵させ、屯田を実施し、そして後套・纏金地方（伊克昭盟達拉特旗に属する＝著者注）に文官と武官を各1名駐在させて、「専理兵屯、商屯事務（兵屯・商屯に専任すること）」¹³をさせるように、清王朝に求めた。このように、内属蒙古領域を超えて、ジャサク蒙旗の領域内で開墾するという提議は、外藩蒙古と行省の間の伝統的な境界に対する挑戦であり、従来の「辺禁」を打破し、行省の名義で外藩蒙古の土地を開墾することを企図するものであった。剛毅による伊克昭・烏蘭察布の両蒙旗の領域内における屯田の実施に関する上奏文は、関連する各蒙旗に渡され、大きな騒動となった。各旗のジャサク・協理台吉等が数回にわたって協議し、利害を秤にかけた後、連名で伊克昭・烏蘭察布の両盟長と綏遠城將軍等に上申書を提出し、理藩院に進達して朝廷に屯田の実施を止めるよう求めた。上申書には、「窃查、鄂爾多斯・烏喇特各部境内狼居山・後套・纏金等地絶非山西省所屬地、亦無与内地兩三省接壤之处。辺牆内外自来疆界分明、並不交錯不清。皇輿全覽図及律例所劃定之内省与外藩疆界十分清晰。況且山西省在辺牆以内、其西界为黄河、北界为長城。外藩部落鄂爾多斯前旗位于長城以外、而黄河西岸有俗称達拉特・杭錦之兩個旗、即为離長城千里之遙的鄂爾多斯左右兩翼後旗。以上皆为外藩部落封地。……況且該处蒙古遊牧年久、若驟令放地開墾、必致衆蒙古流離失所、難保不滋生事端、故實難籌議弁理（私達が照合しましたところ、鄂爾多斯・烏喇特各部の領域内の狼居山・後套・纏金等は、絶対に山西省の所屬地ではなく、内地の二、三省と境界を接する箇所もありません。境界は昔からはっきりしており、曖昧ではありません。皇輿全覽図及び大清律例で内省と外藩の境界が十分に明瞭であります。かつ、山西省は境界の内側に位置し、西の境目が黄河、北の境目が万里の長城であります。外藩部落の鄂爾多斯前旗は、万里の長城の外側に位置しており、黄河の西岸に達拉特・杭錦と俗称する兩旗があり、万里の長城から千里も離れている鄂爾多スの左右兩翼後旗であります。上述しましたのは、いずれも外藩部落の封地であります……かつ、ここは、長年にわたってモンゴルの遊牧地であり、もし突然に開墾させるならば、きっと多くのモンゴル人が家を失うことになり、ごたごたを引き起こさないとは限りません。そのため、誠に処理しにくいのであります）」と書かれてあった。理藩院は調査した結果、「蒙旗所報均属实在情形、晋撫剛毅所議纏金等地興弁屯田、实在有碍地方（蒙旗が報告したことは事実であり、山西巡撫の剛毅が纏金等の地区で屯田を実施することは、地方の妨げになる）。」¹⁴と考えてい

13 『清徳宗実録』卷二三二、光緒十二年九月辛卯。

14 『準噶爾旗扎薩克衙門档案』卷二十六、第30-31、377-381、441-443頁。

た。これに基づき、清の朝廷は剛毅の提議を批准しなかった。

19世紀末に、清王朝は幾多の危機に直面し、そうした中、国家の財政危機はさらに厳しい状況にあった。中日甲午戦争の後、「馬関条約」による多額の賠償金の圧力の下、清政府は京餉撥解制度を「攤」款制度に変えざるを得なかった。各省は貧富の如何にかかわらず、賠償金、借金及び練兵・教育経費の追加分を割り当てられた。日に日に増える賠償金分担の圧力の中で、辺境行省の官僚が口外の蒙古の土地を開墾する欲望はさらに強くなった。彼らは、万里の長城沿いの蒙古の土地の開墾に満足できなくなったのである。山西省の例で言えば、境界付近の各庁の領域内における「編立戸籍、清理田賦（戸籍を編集し、田賦を清算すること）」にとどまらず、さらに多くの蒙旗の奥地を開墾・経営することとし、全ての私墾する民家は申告して陸科（台帳にのせること）するように命じ、新たな財源を設けている。1896年の冬から1897年の春の間に、新たに山西巡撫に就任した胡聘之は、相次いで2回にわたって人員を派遣し、内モンゴル西部の河套地区、すなわち達拉特旗と烏喇特三公旗の川沿いの牧地で開墾可能な土地を詳しく調査した。山西省の人員は、内モンゴル西部の2盟における開墾可能な土地が三十万頃（頃：地積単位、約6.6667ヘクタール。= 訳者注）を下らないと判断した。もし全部開墾した場合には、蒙租及び全ての費用を差し引いても、毎年約二、三百万両の官租収入が入り、「歳增巨款、以裨度支（毎年多額の収入が増え、国家財政に有益である）」ということが実現できると考えていた。

1897年5月10日（光緒二十三年四月九日）、国子監司業の黄思永は、「内蒙古伊克昭・烏蘭察布二盟、牧地縦横数千里、土田沃衍、河套東西尤属膏腴。山西纏金牧地、如今民多私墾、不如官為經營（内モンゴルの伊克昭・烏蘭察布の二盟に数千里四方の牧地があり、土地が肥沃であり、河套地区の東西両翼が膏腴（よく肥えて、作物がよく育つ）であります。山西省纏金の牧地は、今民間の私田が多いので、政府による経営に変えたほうがよいと思われます）」¹⁵と奏上した。黄氏の奏上は、山西省が人員を派遣して河套地区を考察したことと関わりがあることは明らかである。朝廷は黄思永の上申書を辺境の各省の督撫に転送し、「詳晰籌劃、妥議具奏（詳細かつ明晰に計画し、妥当に議論して具体的に奏上せよ）」と詔を下した。その後間もなく、山西巡撫の胡聘之は、「議開晋辺蒙地以興屯利而固边防折」を奏上し、伊克昭・烏蘭察布の二盟の蒙旗に所属する河套地区において招民放墾（民を招聘して開墾させること= 訳者注）する理由と開墾を実施する具体策を述べた。彼はまず「墾辟以尽地利乃經国之大猷、繕屯以实边防尤安邦之要策（開墾して地利を尽くすことは、国家経済を発展する重要な計画であり、屯田を実施して辺境防衛を充実することは、国を安定させる緊要な政策である）」ことを強調した。そして、「我朝道光中、富俊于雙林堡、林則徐于新疆皆開荒弃屯、著有成效。方今款紬時艱、中外臣工、莫不以開源節

15 朱寿朋編『光緒朝東華錄』（四）中華書局1984年、総第3956頁。

流、議凶補救。然開礮經商、効難驟睹、裁兵撤勇、亦无多求。其上裨国計、下益民生、程工速而興利博、莫若広開蒙地一事、較有把握而無流弊（わが朝の道光期中半、富俊が雙林堡において、林則徐が新疆において、二人とも荒地を開墾して屯田を実施し、一定の効果を上げた。今や時間と財政が逼迫しており、関内と関外の大員は財源を増やして支出を節約し、問題の解決を図っている。しかし、開鋤と商売の効果は小さく、軍縮は求めにくい。が、国家経済と民生には有益であり、効き目が出やすく、利益が多い。蒙地で広く土地を開墾することは、比較的弊害がないだろう）。ましてや、今「蒙古生計在租不在牧（モンゴルの経済が依存するのは、地租であり、牧業ではない）」ために牧地を開墾することは、モンゴル人の経済に影響を与えないだろう。胡聘之も、西洋人が経済を発展する時には、往々にして「鴻荒未辟之野、榛蕪磽确之郷（広くて、開拓されていない荒地、雑草がはびこっており、土地が硬い場所）」を開墾し、大都市を建設するが、中国が塞外のモンゴルを開墾することは、亜米利加の西部開墾と英吉利の濠太刺利植民よりも遥かに容易である。今日の伊克昭・烏蘭察布の二盟は昔の郡県であり、先人による屯田の昔話ははっきりと考証できる。荒地を開墾するとはいえ、復旧することになり、西洋人の開墾に比べて労力は半分で効果は倍以上であると言っている¹⁶。

ついで胡聘之は、「上裨国計、下益民生」の蒙地開墾計画を提出し、そして「業経派員与各旗会商、均各領悟（既に人員を派遣して各旗で会談し、理解してもらった）」と述べている。清の朝廷はそれを重視し、「惟興弁屯田、固所以裕稅課而重辺防、亦須無礙蒙民生計、著胡聘之飭令派出查看各員、曉譬伊克昭・烏蘭察布二盟長、諭以朝廷興弁此舉、実為蒙民策安全、既議租以贍其身、復置兵以衛其地、該地方蒙民等無不樂于從事之理（屯田を興し、管理を強化してこそ、税収を増やし辺境防衛を強化できるが、モンゴル人の生活に影響を及ぼしてはならない。視察要員を派遣し、伊克昭・烏蘭察布の二盟長に知らせ、朝廷の名義で本計画を実施するように胡聘之に命じる。実にモンゴル人の安全のために、租税を課して彼ら自身を賄い、駐屯軍はその地を守備すれば、その地方のモンゴル人の住民が、この計画を支持しないわけがない）」と伝えた¹⁷。清の朝廷は胡聘之の提議を評価したが、二盟がいくつかの省に接しており、その内、陝西・甘肅の二省との境界地区に開墾可能な土地が多くあり、開墾すれば「有裨大局（大局に役に立つ）」と考えていた。しかし、開墾は「無礙蒙民生計」を前提にしなければならないことを強調した。そのため、清の朝廷は直隸総督の王文韶、陝甘総督の陶模、陝西巡撫の魏光燾等に、各自の地方の状況に応じて、いかに開墾するかについて詳しく視察し、妥当に実施して相乗りするように命じた。

当時、陝西省の延榆綏道は聖旨を奉じて、山西巡撫に提出して開墾計画を制定するため

16 （光緒）『論摺彙存』卷十六、第63頁。

17 『清德宗実録』卷四〇六、光緒二十三年五月癸酉。

に、各自の領域内の開墾可能な空き地を至急に調査するよう各旗に命じ、調査結果を延榆綏道に報告することを伊克昭盟長に求めた。綏遠城將軍も奉命し、朝廷の採択に有利なように、各自の領域内の開墾可能な土地を調べて地図を作成するよう、伊克昭・烏蘭察布の二盟の各旗に命じた。河套地区に「兼置屯兵（同時に軍を駐屯）」させるために、山西巡撫の胡聘之は、山西大同鎮総兵の徐（音＝著者注）が大同鎮の軍隊を動かして練兵・駐屯に準備するために、烏喇特三旗の黄河沿岸地区へ行った状況を視察した。山西省に「晋辺督弁墾務総局」及び若干の支局が設置され、前述した大同鎮総兵徐氏が総弁を担当することになった¹⁸。

伊克昭・烏蘭察布の二盟の各旗が山西省と綏遠城將軍衙門等から転送されてきた胡聘之の奏上原稿を受け取った後に、蒙旗牧地の開墾、特に山西省によって官墾（政府による開墾＝訳者注）を統括することに対して、各王公ジャサクは反対意見を表わした。

蒙旗の開墾に対する考え方は、黄思永・胡聘之等と正反対であった。彼らは、西の二盟の領域内に牧地を除き、開墾可能な荒地はないと主張した。もし、牧地を開墾すれば、モンゴル人の生計に影響を与えるだけでなく、朝廷の禁令に違反することになり、結果が懸念されると指摘したのである。蒙旗には、どこにでも「私墾」、「私租」があるというわけではなく、土地の貸借によって賄っているわけでもなく、多くの場合遊牧で生計を賄っていた。烏蘭察布副盟長の雲端旺楚克（ユンデン・ワンチュク）が綏遠城將軍に提出した上申書には、当盟の各旗で余儀なく開墾させられた理由、及び今牧地を追加して開墾できない現状を詳細に述べている。その大意は、次のようである。

在乾隆・嘉慶年間、各旗因各路驛站負担過多、拖累蒙古甚重、不得已呈請理藩院奏明、招民墾種若干处牧地、收取租項以接濟窮蒙古度日。除此而外、並無貪圖租項、私自開墾之地。現有各旗地方、多半系孳養牲畜之草場、且地勢高寒、不宜耕種。除遊牧草場、別無開弁官田之間地。現在山西巡撫胡聘之奏請放墾蒙古牧地、興弁官田、以我等之愚見、如同拆東牆補西牆、為創新而廢旧律、破壞已有之資産而求未有之利益、可謂得不償失矣。倘若照晋撫所奏、違反朝廷旧律、將蒙旗牧地全行放墾、我等蒙古皆喪失牧場而生計無以維持、必受種種苦難。列聖恩準蒙古王公扎薩克世守当差養贍之地、実難依照晋撫所陳各項、出放牧地以開官田。懇請將軍閣下呈報朝廷、停止開弁官田、使各扎薩克旗蒙古仍旧安穩度日。

乾隆・嘉慶年間に、各旗は数多くの驛站で負担が重かった。モンゴル地区はそれに耐えられず、若干の牧地で招民墾種を行い、その地租による収入でモンゴル地区の経済を賄おうとすることを理藩院を通じて上奏せざるを得なかったが、それ以外に、租税をむさぼって、無断に開墾した耕地はない。現在、各旗の半分以上の土地が家畜を

18 蘇德畢力格主編『準噶爾旗扎薩克衙門档案』卷三十一、第11、107-108頁。

飼うための草場であり、かつ地勢が高くて寒く、耕種するには適さない。遊牧草場の他、官田を開墾する空き地はもうない。今山西巡撫の胡聘之がモンゴルの牧地の開発、官田の開墾を求めて奏請した。私たちの見るところでは、東の壁を壊して西の壁を補修するのと同様に、創新のために古い法律を廃除し、現有する資産を破壊し、持ってもいない利益を求めても、それによって得たもので損失を償うことはできない。もし山西巡撫が上奏したように、従来法律に違反して蒙旗の牧地を全て開墾すれば、私たちモンゴル人は全員牧場を失い、生計を維持できなくなり、苦しみや難儀な目に遭うに相違ない。モンゴル王公ジャサクに養贍の地（生計を賄う地＝訳者注）を見守らせていただくことを求めて、山西巡撫が陳述した。官田を開墾するために牧地を譲るという要望には沿いかねる。官田の開墾を停止し、各ジャサク旗モンゴルが穏やかに生活できるよう朝廷に呈上することを、将軍閣下に懇請する。¹⁹

これにより、伊克昭・烏蘭察布の二盟の各旗の王公ジャサクが山西省による蒙旗領域内の「開墾官田」に一致して反対しているのには、経済的理由もあり、政治的理由もあることが分かる。

山西省が役人を派遣して河套で考察を行い、直隸・陝西・甘肅の三省と協同して蒙旗の牧地の開発を策定することは、歴史的に未曾有の途轍もないことであり、厳密には、内地の行省が直接に外藩蒙古の内部事務に干渉することであった。烏喇特三公旗を含む伊克昭・烏蘭察布の二盟の十三旗は内ジャサクの四十九旗に所属しており、自治権のない帰化城土默特・察哈爾八旗等の内属蒙古とははっきりと異なる。伊克昭・烏蘭察布の二盟の各旗は元々遊牧地区であり、清初以来、内地の漢民が移り住んで土地を耕作することにより、農耕区域が出現した。これらの農耕区域は、主に伊克昭盟南部の辺境地帯と黄河沿岸の各旗の領域内に分布している。それ以外には、大青山以北の達爾罕（ダルハン）と茂明安（ムミンガン）の二旗にも開墾した地域が点在している。19世紀末における伊克昭・烏蘭察布の二盟の全体的な状況から見て、各旗の大部分は遊牧地区であり、ほとんどのモンゴル人が畜産に従事していた。このような状況は、土默特及び察哈爾とははっきりと異なっており、開墾した面積が僅かのシェアを占めており、余所人の人数も少ない。そのため、清の朝廷はこの二盟に民官や庁県を設置しておらず、もしモンゴル人と漢人の間に係争が起きた場合には、土默特旗の領域内に設置されている隣接の各庁及び蒙旗により合同で審理することとなっていた。そのため、伊克昭・烏蘭察布の二盟の各旗ジャサクは、その土地と人民に対して、高度の自治権をもっており、土地の開墾・課税が各旗により各自で処理し、行省の地方官僚は前々からこのことに口出ししなかったのである。

19 『清徳宗実録』卷四一五、光緒二十四年二月辛酉。又、ソドビリグ主編『準噶爾旗扎薩克衙門档案』卷三十一、第230-233頁参照。

伊克昭・烏蘭察布の二盟の王公が開墾に反対したことには、もう一つの理由がある。それは盟旗制度の根幹一旗地の総有性を守ることであった。旗地は旗民全員の総有地であり、全ての人は土地を使用する権利があった。例えば、牧地、貸出地、養贍地、香火地は、全てのモンゴル人が耕種して納税し、「并無応納国賦、官無冊档可稽（課すべき国税がなく、官は調べる档案がない）」という状況にあった。ジャサク分封制を実施する外藩蒙古では、土地所有権が内地の州県と全然異なっていたためである。それは清の王朝がモンゴルに対して「因俗施治」を実施し、盟旗制度を設立する社会的基礎でもあった。

清政府がもし「辺禁」を解禁し、漢人に対する牧地の開放、招民・開墾の実施を蒙旗に命じ、さらに州県の方式を真似して戸籍の編集、土地の報告・陞科をすれば、必然的に広大な私有地の出現を招くことになる。その結果、農耕に詳しい内地の漢人が絶え間なくモンゴルに来て土地を申請し、合法的に蒙旗に定住することになる。移民者の人数の増加及び私有地の拡大に従い、土地の総有性を根幹とする盟旗制度は必ず解体し、外藩蒙古は政治的な自主権を失うことになる。これこそ、伊克昭・烏蘭察布の二盟の十三ジャサクが一致して「開弁官田」に反対する根本的な原因であった。胡聘之が伊克昭・烏蘭察布の二盟の蒙旗の土地開墾に関する奏上を提出した後、伊克昭盟の各旗は、開弁官田を阻止するために資金を集めて北京に人を派遣し、理藩院に各蒙旗の状況を報告し、事実を奏上するように求めた²⁰。西二盟各旗の反対にかんがみ、清朝廷は、「蒙古一旦失業、難免滋生事端（万が一モンゴルが崩壊したら、混乱を招くことは避けられない）を理由にして、伊克昭・烏蘭察布の二盟の蒙旗域内での「開弁官田」の停止を命じた。そして、「該蒙古等恪遵定例、勿得違禁私墾、致起争端（モンゴル等は定例を守れ、禁令を違反して私墾を実施し、混乱を起こすな）」²¹を伝令するように理藩院に命じたのである。

五

光緒中半以来、山西巡撫以外にも、恭鏜、依克唐阿（イクタンガ）、増祺、恩沢等の歴代の黒竜江将軍も、扎賚特（ジャライト）旗等の東部蒙旗の土地を開墾し、地利を發揮させることを奏上した。そのうち、恩沢が、光緒二十五年に扎賚特・杜爾伯特（ドルボド）・郭爾羅斯（ゴルロス）後旗等の東部ジャサク蒙旗の土地を開墾することを求めた奏上²²は、最も代表的なものであり、清代末期における東三省将軍の「実辺興利」の思想を集中的に反映したのである。

19世紀80年代以降、歴代の山西巡撫及び蒙旗の管理にも携わる東三省将軍等も、放墾

20 蘇徳畢力格主編『準噶爾旗扎薩克衙門档案』卷三十一、第153、181、259頁。

21 蘇徳畢力格主編『準噶爾旗扎薩克衙門档案』卷三十一、第233頁。

22 朱寿朋編『光緒朝東華録』（四）中華書局1984年、総第4478頁。

蒙地、実辺興利に関して続々と奏上している。「放墾蒙地、実辺興利」は、辺境の省督撫と駐辺（辺境駐在＝訳者注）將軍等の共通の願望となっていることが分かる。この時、清王朝の最高統治者は、伝統的な「辺禁」に固執しなかったが、モンゴルに対する「因俗施治」の伝統を変えようとはしなかった。そのため、「定例」に違反してモンゴルの牧地を自由に開墾することを、依然として許可しなかった。それは、辺境付近の一部の蒙旗を除き、多くのモンゴル人が遊牧生活を送っていたためであり、民を集めて蒙地を開墾することを許可すれば、必然的にモンゴル人の生計に影響を与えるからである。その他、未開墾の土地を多く有するのは外藩蒙古であり、「官不得世襲、事不得自専（官は世襲しなく、要件は一存で決めない）」の内属蒙古とは異なっていた。彼らは、内部事務に対して幅広い自治権を持っており、この自治権の最も集中した体现は、旗地に対する自由な支配であった。漢民は、ジャサク旗で土地を耕種する場合、奏放でも私租でも地租が全て蒙旗に帰属しており、国家への配分はかつてなかったという。外藩蒙古が、土地の所有者の主体な地位を保っていたことが分かる。もし、省県が民を集めて蒙地を開墾し、地租を分け取るのであれば、各ジャサク蒙古は、放墾・徴租の権利を失うことになる。これにより引き起こされたモンゴルの各盟旗の不満は、モンゴル地区の安定に悪影響をもたらす採算が取れないことになる。これら全てが、清の朝廷が心配を感じずには済まされないことであった。そのため、19世紀80年代以来、外藩蒙古の土地を開墾する懇請が増えつつあったにもかかわらず、清政府はモンゴルに対する「封禁」をある程度緩めたものの、辺省督撫・駐辺將軍等が省県による外藩蒙古の土地開墾に関する懇請をずっと許可せず、清朝末期の「新政」までモンゴルに対する「因俗施治」という基本方針を終始変えなかった。中国は既に近代に入っており、辺境と内地が一体化し、外藩蒙古と行省の境目が曖昧になりつつある新しい情勢下で、満蒙関係は依然として特殊性を維持していたことを明らかにできたと考える。

キーワード 清朝、因俗施治、19世紀、遭遇